

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について

本市では、本年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）に移行します。

これに伴い、定款等の変更の取扱いについて、以下のとおりとしたので、御確認いただき、該当する事業者の皆様は必要な手続きを行うようお願いいたします。

1 定款への記載について

(1) みなし指定事業所 ※1

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、定款の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了後、総合事業のサービスを引き続き提供される場合、指定更新申請前までに定款の変更が必要です。

※1 平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(2) みなし指定以外の事業所 ※2

- ① 総合事業のサービスを提供するにあたり定款の変更が必要です。
- ② 総合事業の指定申請の時点で定款の変更が間に合わない場合は、指定申請時に健康支援課へ現在の定款の写し、変更後の定款（案）を提出するとともに変更予定時期を報告し、定款の変更ができ次第、健康支援課へ変更後の定款を提出してください。

※2 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けている事業所

(注1) 定款で老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンター」と記載されている場合は定款変更の必要はありません。

(注2) 定款の変更にあたっては、各事業所において各所轄官庁に確認をしてください。

2 運営規程への記載について

(1) みなし指定事業所

- ① 平成29年4月の総合事業の開始時点では、運営規程の変更の必要はありません。
- ② みなし指定期間（平成30年3月31日）満了までには、運営規程の変更をお願いします。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。（この場合、他の項目で変更がある場合に合わせて、変更の届出をしてください。指定更新申請時までには他の項目で変更がないときには、指定更新申請時に運営規程の変更届を健康支援課に提出してください。）

(2) みなし指定以外の事業所

- ① 総合事業の指定申請時には、運営規程に総合事業のサービス提供について記載されていることが必要です。
- ② 総合事業の指定申請時までには運営規程の変更が、法人の手続き上できない場合は、健康支援課へ、現在の運営規程の写し、運営規程の変更（案）を提出し、後日、変更後の運営規程を提出してください。
- ③ 総合事業のみの運営規程を作成、又は現在の介護予防訪問介護・通所介護の運営規程を修正して一体のものとして作成しても、どちらでも構いません。
- ④ 現在の運営規程を変更（総合事業のみを追加であっても）する場合、健康支援課への変更届は必要です。

3 契約書及び重要事項説明書への記載について

総合事業のサービスを提供する全事業所（みなし指定事業所を含む）

- ① 契約書及び重要事項説明書を総合事業用に作成し、総合事業を利用する方に対しサービス提供時に随時契約をしてください。
- ② 従前の契約書、重要事項説明書に総合事業に関する事項を追加して作成しても構いません。

4 定款等の変更例

(1) 定款、運営規程

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

(2) 契約書、重要事項説明書

現 行	変更例
「介護予防訪問介護」	「介護保険法に基づく第1号訪問事業（訪問介護型サービス）」
「介護予防通所介護」	「介護保険法に基づく第1号通所事業（通所介護型サービス）」

※よろしければ別添のひな型を参考にしてください。

【総合事業の開始（平成29年4月1日）時点での変更の必要の有無】

	定 款	運営規程	契約書 重要事項説明書
①みなし事業者（訪問、通所）	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要なし (H30.3 末までには変更)	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)
②みなし以外の事業者（訪問、通所）	変更の必要あり (指定申請後に変更後の定款を高年齢者福祉課へ提出可)	変更の必要あり	変更の必要あり (利用者が総合事業へ移行するタイミングで変更)